

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席委員（14名）	1
総括質疑	3
議案第19号 令和8年度利府町一般会計予算	8
議案第20号 令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算	8
議案第21号 令和8年度利府町介護保険特別会計予算	12
議案第22号 令和8年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	12
議案第23号 令和8年度利府町町営墓地特別会計予算	13
議案第24号 令和8年度利府町水道事業会計予算	13
議案第25号 令和8年度利府町下水道事業会計予算	13

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和8年3月予算審査特別委員会会議録（3月11日 水曜日分）

令和8年 利府町議会予算審査特別委員会会議録（第5号）

令和8年3月11日（水曜日）

出席委員（14名）

委員長	羽川喜富君	
副委員長	鈴木忠美君	
委員	郷右近佑悟君	須田聡宏君
	高木綾子君	皆川祐治君
	鈴木晴子君	金萬文雄君
	土村秀俊君	浅川紀明君
	今野隆之君	小渕洋一郎君
	高久時男君	伊藤司君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	村田晃君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	和田あずみ君
企画部長	郷右近啓一君
町民生活部長	堀越伸二君
保健福祉部長	谷津匡昭君
経済産業部長	藤岡章夫君
都市開発部長	福島俊君
上下水道部長	川口優君
会計管理者	千田耕也君
教育部長	阿部昭博君

令和8年3月予算審査特別委員会会議録（3月11日 水曜日分）

代表監査委員

宮城正義君

議会事務局職員出席者

事務局長

太田健二君

主査

鈴木則昭君

主事

斉藤杏太君

令和8年3月予算審査特別委員会会議録（3月11日 水曜日分）

午前9時26分 開 議

○委員長（羽川喜富君） おはようございます。

これより予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は14名です。

これより議事に入ります。

本特別委員会に付託された令和8年度利府町各種会計予算については、3月4日から4日間にわたり、各部長等から所管事項の説明を受け、慎重に審査してまいりましたが、特に審査の過程で執行部からの説明を必要とする事項1点について、**総括質疑**として取りまとめておりますので、副委員長から報告願います。副委員長。

○副委員長（鈴木忠美君） それでは、私のほうから総括質疑ということで、質疑事項、部長裁量予算について質問させていただきます。

令和8年度の一般会計予算について部長裁量予算が提示された。これまででない予算の枠組みで、各部当たり約200万と予算額はさほど大きくはないが、各部ごとに特色のある事業に充当されるようになっている。

これは各部長のイニシアチブの下、各部の職員の知恵を絞り出す案と思われます。各部職員の企画力を振起する観点から大変よい施策だと思えます。

そこで、次の6点について質問します。

（1）本施策はどなたが提案されたのでしょうか。

（2）県内の他市町村で同様な施策は先例としてあるのでしょうか。

（3）本施策の目的あるいは狙いは何でしょうか。

（4）一般的に予算は、義務的経費、政策的経費という区分をされるものですが、本施策の事業は政策的経費である。令和8年度一般会計予算案①の中にはほかにもたくさんの政策的経費、事業が記載されている。同じ政策的経費の中で、本施策の事業と他の事業との違いは何なのかお聞きします。

（5）予算枠が各200万となっているが、今後、補正予算で増額される場合があるのでしょうか。

最後に、（6）令和9年度も同様の施策を行われるのか。

この6点についてお伺いいたします。お願いします。

○委員長（羽川喜富君） お疲れさまでした。

令和8年3月予算審査特別委員会会議録（3月11日 水曜日分）

これから答弁と質疑を行います。副委員長が読み上げた以外の事項については、既に4日間の審査で詳細な説明を受けておりますので、質疑を行いませんので御了承願います。

それでは、ただいまの質問について、当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 部長裁量予算事業についてお答えいたします。

まず、（1）と（3）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

当該事業につきましては、事業名称のとおり、部長の裁量により各部の実情に即した迅速かつ柔軟な予算執行を可能とし、部長の主体性と自立性を高め、行政運営のより一層の効率化を図ることを目的として、町長である私が提案した施策であります。

特に、（2）の県内他市町村での同様の取組についてでございますが、当該事業の実施に当たり他市町村への確認は行っていないものの、同様の取組を行っている市町村があると伺っております。

次に、（4）の他の政策的経費との違いについてでございますが、予算計上までの決定プロセスに違いがございます。

通常の政策的経費は、総合計画の実現に向け、政策的かつ重点的に取り組む事業として、各課から要望を行い、長期間にわたる査定や審査を経て、最終的に町長が採択するものであるのに対し、当該事業は、各部長の創意工夫により各部各自の予算計上を認めるものでございます。

次に、（5）の今後の補正予算での増額についてでございますが、企画部の予算審査特別委員会におきまして企画部長が答弁しているとおり、原則、年度内の増額は考えておりません。

最後に、（6）の令和9年度も同様の施策を行うかについてでございますが、町独自の取組として新たに導入する事業でありますので、令和8年度の実施状況を踏まえ、効果検証を行った上で、令和9年度以降の実施の可否を判断してまいりたいと考えております。

○委員長（羽川喜富君） 答弁を終わります。

これより質疑を行います。

部長裁量予算について質疑の発言を許します。ありませんか。浅川紀明委員。

○浅川紀明委員 1点のみお伺いします。

（4）の質問に対する答弁の中で、先ほど町長から、プロセスの違いがあるということでした。ということは、通常の政策的事業とは違って、部長裁量事業については、言葉はちょっと語弊があるかもしれませんが、審査、査定が緩い、部長の主体性を尊重する観点から、出されれば極力認めるというプロセスの違いがあるという認識でよろしいでしょうか。

令和8年3月予算審査特別委員会会議録（3月11日 水曜日分）

○委員長（羽川喜富君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、その決定プロセスに違いがあるということで、まず、要望を行う必要がないということです。審査にかかる日数も必要ない。町長、副町長の決裁等も必要ないということで、あくまでもその文字どおりでございますが、部長裁量によって実施できる予算ということになります。

以上です。

○委員長（羽川喜富君） よろしいですか。そのほかありませんか。金萬文雄委員。

○金萬文雄委員 今の浅川委員と関連なのですけれども、プロセスのところでの200万、裁量ということは一般的には200万を預けて、そして、その政策を各部で議論して部長が決裁するという形になるかと思うのですけれども、そういう形なのか。あるいは、予算決定の会議の際に、部長から提案して各部から提案された項目について、どこが最終的に決裁するのかということなのですけれども、まずは部長からこれをやりたいということに関して予算を決定する会か何かで決めていくのか、どちらなのでしょう。

まず、200万の中で各部で決めて部長決裁して予算に組み込むのか、あるいは、あらかじめ、部長が項目の提案をして予算会計のところを決裁するのかというこのプロセスのところをお伺いしたいと思います。

○委員長（羽川喜富君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、最初に決めたことといたしましては、上限金額1部当たり200万。その範囲内で実行可能なもの、効果が見込まれるものについて御提案くださいということで、計画書を一度提出いただきます。それに対してのいい悪いということを上上げるものではなくて、あくまでもどういった内容のものをどういう予算の中でやっていくのかということの確認をさせていただく。そのプロセスを受けて今回、各部の御提案を政策財務という立場から取りまとめを行ったものであります。

以上です。

○委員長（羽川喜富君） よろしいですか。金萬文雄委員。

○金萬文雄委員 そうすると、今回200万のところでは各部のところでは検討してもらって、本来だったら今までは予算に組み込めなかった部分も含めて部長が計画書を出して、そして、そこは最

最終的には町長決裁になる、予算全体として町長決裁なのではないでしょうか。そこら辺を。

○委員長（羽川喜富君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 委員おっしゃるとおり、予算全体として町長決裁をもらって議案を提出するということになります。

○委員長（羽川喜富君） 金萬文雄委員。

○金萬文雄委員 ちょっと危惧するところは、200万預けて、計画書を修正するものではないというお話なのですけれども、ちょっとこれは行き過ぎなのではないかとかちょっと事業にふさわしいかどうかというところの部分が出た場合はどのように、要するに好きなように使っていいよという話なわけですから、本当にこれは町民のためになるのかという部分も出てくる可能性はあると思うのですけれども、そこら辺の修正とか点検とかというのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（羽川喜富君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

まず、何でもいいという表現ではなくて、やはりその制度設計をする上でルール作りというのは最低限のものをさせていただいております。

使用できる経費といたしまして具体的に示しているのが、部の運営上必要と認められる経費、あとは、住民サービスの向上に資する経費、業務の効率化・改善に必要な経費、その他部長が必要と認める経費、これが今回の部長予算の中で考えていただくお題になっております。

また、使用できない経費といたしましてもお示しさせていただいております、義務的経費、もちろん人件費とか扶助費とか、そういったものには充てられませんよ。あとは、既に予算措置されている経費の増額をするもの。あとは、法令等により執行手続が定められているもの、原則として複数年度にわたる継続的な支出が見込まれるもの、こういったものには使用できませんということで、ある程度のルールづけはしておりますので、それから逸脱したような計画はなかったということで、今回組み込んでおります。

以上です。

○委員長（羽川喜富君） ほかに質疑ありませんか。伊藤 司委員。

○伊藤 司委員 大変いい政策だとは思いますが。ただ、部長さん方大変お仕事が増えて、すごい負担になるのかなど。当然、部のほうで課長、係長、あとは部署内の皆さん方といろいろ話し合っただと決めることだと思いますが、この負担といいますか、仕事が増えたという感覚はない

のでしょうか。

○委員長（羽川喜富君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えします。

各部のスタンスというよりは、各部が競い合っていていい提案をして、これを実現していきたいという思いでやっておりますので、今回、見られたのが、縦割り行政ではなくて、福祉関係でございしますが、部と部が連携し合って1つの施策を仕上げていくというようなつながりも生まれておりますので、今後、そういったものを効果検証しながら、継続の可否について考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（羽川喜富君） 伊藤 司委員。

○伊藤 司委員 今後とも各部で競い合って頑張ってください。

○委員長（羽川喜富君） 答弁よろしいですか。ほかにありますか。浅川紀明委員。

○浅川紀明委員 すみません。先ほど1点のみと言ったのですけれども、もう1点だけお伺いします。

この施策の効果について、質問の前文のところで、この施策は各部長のイニシアチブの下、各職員が知恵を絞り合い出した事業と思われ、各部職員の企画力を審議する観点から大変よい施策であると考えするという評価を、議員としてはそういう評価をしたのですけれども、実際に各部長の立場からしてそういった効果が非常に上がったという評価をされるのか、その生の声を企画部長以外の二、三人の部長の評価をお伺いしたいのですが。

○委員長（羽川喜富君） 答弁できますか。（「いや、私以外と言われてしまうと……」の声あり）（「企画部長、お願いします」の声あり）はい、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

事業としてこれから実施するものでございますので、その効果というところは現段階では計り知れないものでございます。結果として、来年度の決算審査のときに、このような効果が生まれましたということでお示しできればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（羽川喜富君） 浅川紀明委員。

○浅川紀明委員 効果という意味合いについて若干誤解があったようなのですが、私は、各部が出した事業ごとの評価ではなくて、輩出する過程において、部長の主体性だとかイニシアチブ

あるいは各職員の企画力、審議、そういった効果がありましたか、そういったことでお伺いしました。

○委員長（羽川喜富君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

効果という意味合いをちょっと取り違えておりましたが、先ほど伊藤委員の御質問のときもお話をさせていただきましたが、各部が競い合っている事業提案をしている。町長、副町長の決裁は必要ないということを申し上げたのですが、ある部長さんにおかれましてはプレゼンをしたいというようなところまでの熱が入っておりますので、そのような熱を感じながら、この事業を執行していきたいというふう考えております。

以上です。

○委員長（羽川喜富君） よろしいですか。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 以上で、部長裁量予算についての質疑を終わります。

これで、今回の特別委員会総括質疑を終わります。

これから案件ごとに討論及び採決を行います。

初めに、議案第19号令和8年度利府町一般会計予算について、討論、採決を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） ありませんね。討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第19号令和8年度利府町一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算について、討論、採決を行います。討論ありませんか。反対討論。金萬文雄委員。

○金萬文雄委員 議案第20号令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算に、日本共産党議員団を代表して反対の討論を行います。

令和8年度の国保会計を実施している国保事業は、町民の健康と福祉増進に寄与する施策で

あることはもちろん認めるものであります。

しかし、実質賃金が年金が物価高騰に追いついていない中で、子ども・子育て支援金が増額された国保税の値上げはより町民生活を困窮させ、受診抑制につながるものと懸念されます。

町は、町民の生活に配慮した国保税軽減の努力がより必要ではないかと考えます。

以下の点を指摘し、討論を行います。

1点目は、国保税が被保険者の暮らしの負担になっている点です。

町は国税を令和5年度と令和6年度に2年連続で引き上げ、町のモデル世帯で2年間で3割もの値上げとなりました。令和6年度の国保税の調定額は、1人当たり前年比2万円増の11万8,410円、1世帯当たりでは前年比2万8,000円増の18万3,663円となっている。

国民健康保険は、自営業やフリーランス、年金生活者、非正規雇用の労働者などの収入が不安定な加入者が多く、年金や実質賃金が物価高騰に追いついていない中では、現在でも国保税は町民の生活を維持するために支払える限界にまで来ている状況です。

このような中で、国の施策であるとはいえ、子ども・子育て支援金を上乘せした国保税の引上げは、モデル世帯で年1万700円もの値上げとなり、町民の生活をさらに困窮させ、受診抑制につながることも懸念されます。しかも、国の試算では、子ども・子育て支援金を毎年引き上げることとしています。

議案第6号の反対討論でも述べましたが、そもそも子育て支援は少子化対策としての国の中心的な施策であるはずで、国の予算として別財源で予算措置すべきものと考えます。

町は、全世代型社会保障の政策を含めた保険税の引上げについて、町民の健康と生活を守る立場から問題があることを国に求めていただきたいと考えます。

2点目は、国保税軽減のための努力を町に求める点です。

国施策による県の保険料等政策によって、県の事業費交付金の増額や医療費高騰などによる町の保険税引上げへの圧力は続くと考えられます。その上、子ども・子育て支援金の毎年の引上げが重なり、町民生活に重くのしかかってきます。

一方で、町は、県の示す保険料率をほぼ踏襲した国保税を納付していますが、県の示す保険料率は理論値にすぎません。最終的に保険料率を決めるのは町です。町は、県に事業費納付金の算定基準の見直しを求めるとともに、町民の生活に寄り添った予算編成を努力していただきたい。

これらは国による国庫財源の減少が問題の根幹です。国民健康保険法では、国保財源の負担

令和8年3月予算審査特別委員会会議録（3月11日 水曜日分）

割合について、国が療養給付費等32%と財政調整交付金9%と合わせて41%、県が9%と定めています。

しかし、宮城県国民健康保険運営協議会の資料では、令和6年度国保特別会計決算で、国の交付金は27%、県が6%となっています。その分市町村徴収と支払い納付金が増えている状況にあり、国と県の国保財源の大幅な減少が町の国保財政や町民の負担増となっています。国が直ちに法定の負担割合41%に戻すべきです。

全国知事会、全国市町村会は、国に対し国保への国庫補助を増額することを要望しています。利府町としても、町村会を通じ、国庫補助の増額を強く要望していただきたいと考えます。

3点目は、子供の均等割の問題です。

国保税の均等割は、令和4年度から国の施策による未就学児の5割軽減はされているものの、依然として子供の均等割があります。国保の被保険者の子育て世代は、子育て支援は拡大されるものの、一方で子供の均等割の支払いを求められています。これは国の子育て施策に矛盾するものです。町は必要財源を確保し、子供の均等割減免を実施すべきと考えます。

子供の均等割軽減の拡大を図ることについては、市町村会でも国に要望されているところですが、町でも要望を強めていただきたいと考えます。

以上3点を指摘して、議案第20号令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算についての反対の討論といたします。

以上です。

○委員長（羽川喜富君） 次に、賛成討論。浅川紀明委員。

○浅川紀明委員 令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論します。

まず、予算規模についてであります。歳入ベースで見ますと、約32億4,900万円、前年度より約7,800万円の増額となっています。

その主な要因は2つ、県支出金の増加と国民保険税の増収によるものです。そのうち、国民健康保険税については約3,600万円の増収となっています。その増収要因をさらに見てみると、3,600万円の半分の約1,800万円が、先ほど共産党議員団が言われた令和8年度から追加された子ども・子育て支援給付金現年課税分であり、残る半分約1,800万円は被保険者の所得割が増加したことによるものです。保険税率は前年と変わりませんので、所得割の単純に被保険者の所得の増加によるものと考えられます。

反対討論された共産党議員団が指摘されましたように、この子ども・子育て支援給付金が国保被保険者の支払う国民保険税の負担を増やしてということは間違いのない事実です。

しかし、この負担増は、国保被保険者だけでなく、被用者保険の被保険者や後期高齢医療制度の被保険者も応分の負担をするものであり、また、全世帯で子供とその子育て世帯を応援するという趣旨の下、児童手当の拡充、妊婦さんのための支援給付、誰でも通園制度等の具体的な支援事業に活用される財源であります。支援給付金の有効活用を監視しつつも、この制度を受け入れるしかないものと考えます。

また、先ほどの反対討論で、県に納付する国民健康保険事業納付金についての言及がありました。この給付金は、各市町村の所得水準、被保険者数、世帯数及び医療費水準に基づいて案分されているものであります。その納付において市町村ごとの不公平はないものとなっています。

また、利府町の国民健康保険税率は、県が利府町の医療費水準に基づき算定した標準保険料率を参考にして決定されていますが、県の標準保険料率は明確な計算式で算定されているものであり、市町村ごとの不公平や疑義の生ずる隙はありません。

反対討論された共産党議員団も、また、現在、賛成討論している私も、そして、町当局も思いは共通で、被保険者の保険料負担を軽減したいというものだと思います。そのための方策は大きく2つ、1つは国の負担割合の増加を求める、これは共産党議員団もおっしゃいました。2つ目は医療費水準を下げる、この2つだと考えます。

1つ目の国の負担割合の増加を求めるということについては、既に知事会等でもよく要望しているようですが、町としても機会を捉えて当局から国に要望していただく。

また、2番目の医療費水準を下げるということについては、現在、政府が検討中の高額療養費上限額の引上げといった医療保険制度改革の進展を見守るとともに、既に当局が実施している健康増進、健康寿命の延伸、介護予防等のための各種施策をさらに強化していただいて、医療費水準の低減化につなげていくことが肝要であると考えます。

皆さん健康で病院や介護施設のお世話にならなければ、医療費は確実に下がります。その結果、国民健康保険税の内訳たる医療費給付費だけでなく、後期高齢者支援金分や介護給付金分も低減化でき、保険税全体も下がるということになると考えます。

ということで長くなりましたが、国の負担割合の増加要望と、健康増進、健康寿命の延伸、介護予防等のための各種施策の継続強化を当局にお願いして賛成討論とします。

○委員長（羽川喜富君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第20号令和8年度利府町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（羽川喜富君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号令和8年度利府町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第21号令和8年度利府町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号令和8年度利府町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第22号令和8年度利府町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

令和8年3月予算審査特別委員会会議録（3月11日 水曜日分）

次に、議案第23号令和8年度利府町町営墓地特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第23号令和8年度利府町町営墓地特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号令和8年度利府町水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第24号令和8年度利府町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号令和8年度利府町下水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第25号令和8年度利府町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（羽川喜富君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託された令和8年度利府町各種会計予算の審査は全部終了しました。

なお、委員会報告書の作成については、私に一任願います。

令和8年3月予算審査特別委員会会議録（3月11日 水曜日分）

これで予算審査特別委員会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午前10時00分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長太田健二が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するため署名する。

令和8年3月11日

委員長